

日弁連総第127号
2012年(平成24年)12月6日

原子力委員会委員長 近藤 駿 介 殿

日本弁護士連合会
会長 山 岸 憲 司

原子力委員会の見解案に対する意見募集(パブリックコメント)の在り方について(申入れ)

貴委員会では、11月29日付けで「今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について(見解案)」について、さらに12月5日付けで「今後の原子力研究開発の在り方について(見解案)」について、それぞれ意見募集(パブリックコメント)を実施しているところですが、その意見提出期限がそれぞれ12月10日、11日までとされています。前者については12日間、後者に至ってはわずか7日間という極めて短い期間での意見募集となっています。

もともと意見公募手続は、行政手続法第39条第3項により意見提出期間は公示の日から起算して30日以上でなければならないとされています(ただし、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見提出期間を定めることができるとされています。)。

もっとも、今回貴委員会が実施した意見募集は、任意の意見募集であり、行政手続法の適用はないものの、その意見募集期間は極めて短期間であり、また、その理由として、「12月下旬までに取りまとめを行う必要があり、逆算すると、12月中旬までに意見募集を終える必要があるため」と説明されているにすぎず、なぜそのスケジュールで取りまとめを行わなければならないかの理由が一切示されていないといわざるを得ません。

とりわけ、この度の2件の意見募集については、将来の我が国の原子力政策の根本に関するものであって、特に「今後の原子力研究開発の在り方について(見解案)」に関しては、確かに政府の「革新的エネルギー・環境戦略」においても「原発に依存しない社会の一日も早い実現」を謳っていますが、それは意見募集をも短期間に終わらせるということではないのは当然であり、福島原子力発電所事故を契機として、今や今後の原子力政策の在り方は国民の最大の関心事にもなっているにもかかわらず、今回の意見募集の在り方は、任意の意見募集とはいえ、十分に国民の意見

を反映させるために行う意見募集手続の意義を否定しているといわざるを得ません。

当連合会としては、今回の意見募集について、詳細な検討を行うだけの時間がないことから、やむを得ず見解案の一部についてのみ、意見募集の手続に従って意見を提出することとしましたが、貴委員会の実施した意見募集の手続について、最低限下記の2点について強く申し入れます。

なお、現在、政府は「原子力委員会見直しのための有識者会議」を設置の上、原子力委員会自体の在り方、位置付けの見直しを検討している最中であり、このような状況の中で、政府による見直しの対象となっている貴委員会が、前述のような拙速な手続、スケジュールの中で、今後我が国の原子力政策に影響を与える可能性のある見解を取りまとめることについては、大きな問題があると考えます。

記

- 1 今回の2件の意見募集の期間を30日以上に延長すること。
- 2 今後、今回のような任意の意見募集を行うことがある場合も、原則として、その期間を30日以上とすること。

以上